

1. 被災者によりそった被災者生活再建支援制度などについて

被災者によりそった生活再建支援制度などについて、知事に質問します。私は4市2町の災害現場に足を運び、直接被災者に話を聞き、被害状況を見てきた。被災された県民のみなさんが1日も早く元の生活と生業を取り戻せるよう、十分かつ親身な支援ができる補正予算と施策を求めたい。今回の災害は、床上浸水が8日現在、11の市町で2611戸と大変多く、床上浸水のお宅では「床や壁の断熱材が汚水を吸い込んで、はがさないと住めない」「臭いがとれないので頭が痛くなりそう」などと苦痛を訴えておられる。現行の生活再建支援制度では、床上浸水1層以上で大規模半壊と見なされると聞くが、ほとんどの床上浸水は対象外となるため、被災者は制度の狭間で苦しんでいる。持ち家でない被災者も、栃木市片柳市営住宅の被災者は「エアコン、冷蔵庫、衣類、台所用品、すべて買いかえなければならない」と嘆いておられた。災害救助法の支援の範囲ではまったく不十分で、今後の生活再建にも大きな支障が出るのではないかと危惧される。市町では、見舞金の支給や栃木市などで家財や車を失った人などへ独自の支援を行う動きもあるが、ばらつきがある。同じ被害に遭いながら、住んでいる自治体によって支援に差がある状況を可能な限りなくしていくために、県として対策を講じる必要がある。

そこで、県版被災者生活再建支援制度の支給対象を「大規模半壊以上」ではなく、日常生活に支障を来す床上浸水も半壊として、支給額に段階をもうけて支給対象にすべきではないかと考える。基金の活用と運用について、市町との合意形成をはかる考えはないか、答弁を求める。また既存制度の不十分さを補うために市町が行う被災者への支援・援助を実施しやすくするために、県が財政支援する仕組みを設けるべきだと考えるが、あわせて答弁を求める。

○答弁 福田富一知事

栃木県被災者生活再建支援制度は、平成24年5月に発生した竜巻被害の状況を踏まえ、国の制度を補完することを目的として、県、市長会、町村会、市町村振興協会の4者による協議の上、平成25年4月に創設したものだ。また、竜巻被害については、25年9月にも発生しており、局地的被害が頻発する可能性が高まったことや、地域での被害規模にかかわらず、より公平に被災者支援を行うため、制度の見直しについて4者で検討した結果、自然災害による住宅全壊、大規模半壊等1世帯の被害から適用できるよう、26年5月から要件緩和したところです。本制度の更なる見直しについては、市長会、町村会等の意向も踏まえながら、対応して参りたい。なお、県としては、被災者の救済のため、災害援護資金や被災住宅再建等支援事業など各種制度を最大限に活用し、市町に対する支援に努めて参ります。

○再質問 野村せつ子

国の制度についていいますと、被災者生活再建支援制度について、茨城県が9月18日に、国に要望書をだしている。「全壊、大規模半壊に限定せず、半壊にも拡大するよう」求めている。被災県が連携して知事会にはかり、ぜひ制度の見直しを要求していただきたいが、いかがでしょうか。

○再答弁 福田富一知事

今月中旬に関東地方知事会が茨城県で開催される予定です。議会でのやりとりなども含めて、隙間を埋めるという話もございましたが、ご指摘の点も含めて、茨城、栃木両県、あるいは関東知事会で一体となって、国への要望することも含め対応して参りたい。

○野村せつ子

ぜひお願いしたい。市町が独自に支援策を打ち出しているのは直接被災者の要望を聞いてのことと思う。それを県が支援する姿勢をはっきり打ち出していくことが、市町のとりくみにも、被災者の希望にもつながると思うので、この点を強く要望し、つぎの質問に移ります。

2. 被災者によりそった応急仮設住宅の提供について

つぎに、被災者によりそった仮設住宅の提供について質問します。全壊・半壊、床上浸水などで被災した世帯のうち希望する人に、公営住宅を仮設として提供する取り組みがすすんでいるが、高齢者など一階でなければ入居できない世帯や、職場やこれまでの生活圏の近くでないと生活できない人もいる。そうした被災者には、積極的に民間借り上げ住宅を活用すべきと考える。そこで、公営住宅だけでなく、民間借り上げ住宅も使えることを広く周知し、被災者が手を挙げやすくなる必要があるのではないかと。希望する被災者に一日も早く仮設住宅が提供できるようにすべきだと思うが、県民生活部長の答弁を求める。

○答弁 平野県民生活部長

災害救助法における応急仮設住宅の提供については、住家の全壊、流出等を対象としており、今回の補正予算案では、被災者の利便性や効率性などに配慮して、民間賃貸住宅を借り上げることを想定して予算額を計上しているところです。なお、自宅に戻ることが難しいという被災者に対しては、住まいの確保について市町と連携して、今後も適切に対応してまいります。

○野村せつ子

いまも105人の方が避難生活を送っている。今避難生活をしていない方の中にも先ほど申し上げたような臭いの問題であるとか、これから修理を行ううえで、一時的に仮住まいが必要だと言う人もいると思う。そう言う方たちにしっかり希望を聞き取るよう要望する。そういった支援を受ける上で基本になるのは罹災証明書です。発行の際に市町は仮設住宅について説明をしているとのことですが、ただ、罹災証明に記される住家被害はその後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものだから、とりあえず申請を出してしまった場合もう一度再調査を依頼できるということになっている。そのことも被災された方々に広く知らせて、しっかりとした被害調査も行って、さまざまな災害救助法にもとづく支援が受けられるんだということを周知していただきたい。

今回の災害で、栃木県は3.11大震災から、竜巻、雪害、風水害、様々な災害を経験した。地域防災計画に書かれている中身、今回これを実際に検証する形になったと思う。いざというとき本当に被災者によりそった、いち早い救済、生活再建の展望が見えるような被災者支援を行うよう、強く要望して質疑を終わります。